

公立大学法人青森公立大学教育担当特別教授嘱託規程

平成29年12月25日

規程第15号

改正 令和6年12月規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）における学部の教育等の充実を図り、本学の教育の質を高めるため、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる職員のうち、青森公立大学教育担当特別教授（以下「特別教授」という。）の嘱託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 特別教授は、学部における教育業務及び教育に関連する業務に従事する。

2 その他、学長が必要と認める業務に従事する。

(特別教授の資格)

第3条 特別教授となることのできる者は、定年等により本学あるいは他大学・機関を退職した者で、公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成21年規程第62号）第4条の規定に該当する者とする。

(採用)

第4条 特別教授の採用は学長が発議し、部局長会議で審査を行い、理事長が任命する。

(委嘱期間)

第5条 特別教授の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

(労働条件の明示)

第6条 特別教授の委嘱にあたっては、委嘱期間、従事させる勤務内容、報酬の額、勤務時間等雇用条件を明示するものとする。

(勤務時間)

第7条 特別教授の勤務時間は、担当する授業科目の開講時間及び教育支援に係る時間とする。

(報酬等)

第8条 特別教授には報酬及び通勤手当を支給する。

2 報酬は、年俸とし、その者の勤務時間及び常勤教員との均衡を考慮して理事長が定める。

3 特別教授の通勤手当は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規

程第67号)の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

- 4 前3項の報酬及び通勤手当の支給方法及び支給日は、職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

(費用弁償等)

第9条 特別教授がその職務を行うために旅行するときは、これに要する費用の弁償として教育準備研究費から旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、公立大学法人青森公立大学旅費規程(平成21年規程第84号)の規定による事務職員6級相当額とする。

(年次有給休暇)

第10条 特別教授の休暇は年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

- 2 前項の休暇については、職員就業規則第4章第4節(第44条及び第45条を除く)の規定を準用する。

(服務規律)

第11条 特別教授の服務規律は、職員就業規則第3章の規定を準用する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別教授の就業については、職員就業規則(第7条、第11条、第18条から第32条まで、第4章第5節、第5章、第54条から第58条まで、第59条第1項第3号、第59条第1項第5号、第64条、第66条、第87条、及び第11章の規定を除く。)の規定の例による。ただし、法人の教員職員を定年等により退職した者が特別教授として採用された場合は、職員就業規則第8条から第10条は準用しない。

附 則

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年12月25日から施行する。